

# 実工事への適用結果を踏まえた 技術提案・交渉方式の改善に関する研究



社会資本マネジメント研究センター

社会資本マネジメント研究室 主任研究官 中洲 啓太 室長 中尾 吉宏

研究官 島田 浩樹 交流研究員 大沼 孝之 交流研究員 尾浦 猛人

(キーワード) 技術提案・交渉方式、運用ガイドライン、入札契約方式、官民連携

3.

生産性革命 (Construction) の推進、賢く使う

## 1. はじめに

平成26年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の改正により、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）が新たに規定された。これを受け、平成27年6月には、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（以下、「運用ガイドライン」という。）」が策定された。

国土交通省直轄工事で技術提案・交渉方式を採用し、現在、施工契約を締結しているのは、国道2号淀川大橋床版取替他工事、国道57号災害復旧二重峠トンネル工事、国道157号犀川大橋橋梁補修工事の3件である（図参照）。国総研は、これらの工事の発注準備、手続にあたり、地方整備局からの技術相談、問合せへの対応、学識者委員会への参加、施工契約後の発注者、施工者、設計者へのヒアリング等を実施し、手続上生じた課題に対し、対応策、改善案を迅速に検討した。

## 2. 研究の成果

表に実工事への適用結果を踏まえた技術提案・交渉方式の手続上の主要課題と対応策を示す。例えば、不確定な条件下にあるにもかかわらず発注者が定量的なテーマを設定した結果、不確定な条件下での技術提案に履行義務を課すことの是非等の課題が生じた。これに対し、不確定な条件下では、主たる事業課題に対する提案能力を評価(表-1,③-1)、価格等交渉を経て決定した仕様を契約図書に反映することで履行義務を課す(表-1,③-5)等の対応策等を取りまとめた。定量的内容を含むテーマ設定や、技術提案には履行義務を課すべきとの認識は、深く定着した設計・施工分離発注の考え方によるものであり、対応策等を取りまとめることで、技術提案・交渉方式における考え方をより明確にした。

## 3. 成果の活用

研究の成果は、運用ガイドライン（平成29年12月改正）に反映された。国総研は、当方式を適用する地方整備局等の支援、実施状況のフォローアップを続け、当方式の改善・普及に資する研究を継続する。



図 技術提案・交渉方式の概要  
表 手続上の主要課題と対応策

課題①：契約タイプの選定・準備
①-1 条件確定度、施工者による設計の必要性、発注者体制等を踏まえタイプ選定
①-2 的確な提案、円滑な交渉のため、発注者が必要な調査・検討を公告前に実施
課題②：設計、技術協力期間の確保
②-1 緊急度を考慮しつつ、十分な設計、技術協力期間を確保
②-2 設計、技術協力段階に、必要な追加調査、協議を実施
課題③：不確定な条件下での手続
③-1 主たる事業課題に対する提案能力を評価
③-2 的確な提案、円滑な交渉のため、参考額に加え、要件・条件の設定を重視
③-3 技術対話よりヒアリングを重視
③-4 設計、技術協力の早い段階から、参考見積等を聴取し、価格等交渉を進める
③-5 価格等交渉を経て、決定した仕様を契約図書に反映し、履行
課題④：工事費の確認
④ 積算基準、特別調査結果、類似実績等と比較の上、学識経験者に意見聴取

### 詳細情報はこちら

- 1) 国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成29年12月改正）  
<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>
- 2) 尾浦、中洲、中尾、田村：国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の適用事例の整理・分析、第34回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集、2017.12
- 3) 中洲、中尾、島田、田村：設計段階から施工者が関与する工事における入札契約手続の改善に関する一考察、第34回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集、2017.12